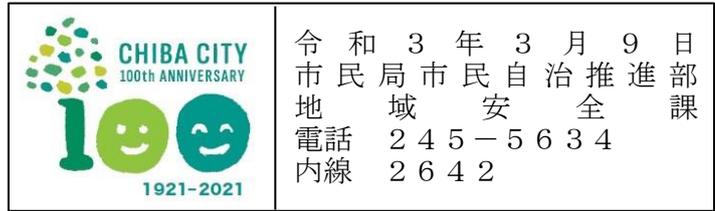




千葉市

記者発表資料



自転車保険等加入義務化及び自転車の安全利用促進街頭キャンペーンを実施します

千葉市では、自転車による交通事故の被害者救済と加害者の経済的負担を軽減するため、「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」を一部改正し、令和3年4月1日から市内で自転車を利用する方は、自転車保険等の加入が義務となります。

このたび、市民の皆様へ広く周知し、自転車保険等への加入を促進するとともに、自転車の安全利用を呼びかけるため、街頭キャンペーンを実施しますので、お知らせします。

1 実施日時

- (1) 令和3年3月11日（木） 16:00～17:00
- (2) 令和3年3月12日（金） 16:00～17:00

2 実施場所（全7か所）

各区の主要駅の自転車駐車場付近を中心に行います。

(1) 3月11日（木）

ア JR千葉駅

- ・東口第1自転車駐車場付近歩道（中央区富士見2丁目2-2地先）
- ・東口第3自転車駐車場付近歩道（中央区富士見1丁目1-1地先）

イ JR都賀駅

東口ロータリー（若葉区都賀3丁目3-1地先）

ウ JR鎌取駅

第3自転車駐車場付近歩道（緑区おゆみ野3丁目3-1地先）

(2) 3月12日（金）

ア JR幕張本郷駅

第4自転車駐車場付近歩道（花見川区幕張本郷1丁目1-1地先）

イ JR稲毛駅

東口ロータリー（稲毛区小仲台2丁目4-12地先）

ウ JR海浜幕張駅

第1自転車駐車場付近歩道（美浜区ひび野1丁目14地先）

3 実施内容

自転車駐車場の利用者や通行人に、自転車保険等への加入義務化及び自転車の安全利用を呼びかけながら、チラシ等を配布する。

4 添付資料

街頭キャンペーン配布チラシ

5 その他

キャンペーン実施にあたり、従事者はマスクや手袋を着用し、手指消毒を行うなど新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。